最終更新日：2018年6月20日

東京ボード工業株式会社
代表取締役社長　井上弘之
問合せ先：取締役経営管理部長　尾股拓彦　03-3522-4138
証券コード：7815
http://www.t-b-i.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営理念である「リサイクリングで地球環境の未来を創る」を追求し、継続的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、経営の効率化、意思決定の適正化及び経営の透明性確保に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

・補充原則1－2－4
当社は、株主の重要な権利行使である議案に対する賛否表明が容易に行えるよう、郵送による議決権行使を可能としておりますが、現在のところインターネットによる議決権行使は行っておりません。しかしながら、インターネットよる議決権行使が相当程度に普及していることを認識しており、今後検討してまいります。なお、招集通知の英訳につきましては、平成30年3月31日現在の外国人株主比率が0.06%と低いことから、費用対効果の観点から実施しておりません。今後、具体的数値は定めておりませんが、外国人株主の比率が高まったときに検討を行います。

・補充原則3－1－2
当社は、平成30年3月31日現在の外国人株主比率が0.06%と低いことから、費用対効果の観点から実施しておりません。今後、具体的数値は定めておりませんが、外国人株主の比率が高まったときは検討を行います。

・補充原則3－2－1（1）
当社は、外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定しておりませんが、1.会計監査人の職務執行の適正確保体制 2.法人等の監査業務等の実績 3.当社に対する監査実施体制 4.当社に対する監査の方針及び提案内容 5.監査報酬見積費用 6.その他の要素を総合的に勘案し、外部会計監査人を適切に評価しております。
監査役会による評価にあたっては、経営執行部門から外部会計監査人についての報告を受けるほか、外部会計監査人とのコミュニケーションや監査現場の立会等を行い、その確認結果を踏まえて、監査役会において監査役全員で協議し、外部会計監査人が監査品質を維持し、適切に監査しているかを評価することとしております。

【原則4－7】
当社は、平成30年6月20日現在、独立社外取締役を選任しておりません。今後において、早急に人選を行い、次回の株主総会で選任を諮る予定であります。

【原則4－8】
当社は、平成30年6月20日現在、独立社外取締役を選任しておりません。今後において、早急に人選を行い、次回の株主総会で選任を諮る予定であります。

・補充原則4－8－1
当社は、平成30年6月20日現在、独立社外取締役を選任しておりません。今後において、早急に人選を行い、次回の株主総会で選任を諮る予定であります。

・補充原則4－8－2
当社は、平成30年6月20日現在、独立社外取締役を選任しておりません。今後において、早急に人選を行い、次回の株主総会で選任を諮る予定であります。

・補充原則4－10－1
監査役会設置会社である当社は、平成30年6月20日現在、独立社外取締役を選任しておりません。しかしながら、2名の社外取締役において、それぞれの見識と経験に基づく意見を述べるなどして、取締役会の監督機能の強化を図っております。なお、指名・報酬などの特に重要な事項に関して、委員会等を設置しておりませんが、今後において検討してまいります。

・補充原則4－11－3
当社では、現在のところ取締役会全体の実効性についての分析及び評価を行っておりません。今後においての課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
当社は、政策保有の有価証券は保有しないことを原則としております。今後において政策的に有価証券を保有するときは、速やかにその方針を定め、開示いたします。

【原則1－7】
当社は、関連当事者に該当する取引については、毎月の取締役会でその内容を報告することとしております。また、新規で関連当事者に該当する取引を行うときは、取締役会での承認を必要としており、当該決議において当社取締役が関連当事者として含まれるときは、審議から除外するものとしております。なお、取締役会において関連当事者間の取引が上程されたときは、当該取引の重要性や経済的合理性について慎重に検討

し、株主共同の利益を阻害することのないよう、またそうした懸念を惹起することのないよう、その手続きを踏まえた監視を行っております。

【原則3－1】
(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社では、「リサイクリングで地球環境の未来を創る」を経営理念とし、当社の企業活動(環境改善活動)に全役職員が生きがいを持って取り組むことができるよう職場環境を整え、その役職員を支える家族と共に成長する企業を目指しております。
経営戦略、経営計画等につきましては、平成29年6月19日に数値目標としての5カ年に亘る中期経営計画を発表しております。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社では、経営の効率性の追求と同時に、公正性と透明性の向上及びこれに対するチェック機能の充実、並びに積極的な情報開示が企業経営にとっての最重要課題であると考えております。当社は、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公正性及び透明性を確保するとともに、経営の活力を増大させるべく、コーポレート・ガバナンスの充実を実現してまいります。
また、当社は、今後も継続的に、各会議はもちろんのこと、取締役会の活性化、社外取締役及び社外監査役による監督機能の充実、経営状態のタイムリーな開示、IR活動の活発化に注力し、必要な施策を実施してまいります。また、法令遵守・倫理性を確保するため、コンプライアンス体制を確立して継続的なモニタリングを行うとともに、経営者自らが率先して行動し、社内風土作りに積極的に関与してまいります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
当社の取締役(社外取締役を除く)に対する報酬制度は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上と連動する報酬体系とすることを基本方針とし、基本報酬と賞与及び業績連動型株式報酬を組み合わせ(役員退職慰労金は廃止)、取締役会で総額を決定した上で個別報酬を代表取締役に一任しております。なお、社外取締役に対する報酬制度は、社外取締役の独立性の観点から基本報酬及び賞与としております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続
当社は、取締役及び監査役以外の経営陣幹部の選任を行うにあたっては、業績及び人事評価において経営理念に基づく当社の持続的な企業価値向上への貢献を期待し得る人材であること基本方針とし、当該人材の所管担当取締役及び代表取締役とで協議した上で、取締役会に上程する手続きとしております。また、取締役及び監査役候補の指名にあたっては、当社の業務に精通または高い専門性を有することを基本方針とし、代表取締役と事前に面談(監査役候補者については監査役会の同意が必要)を行い、慎重に検討の上で取締役会に上程しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社では、取締役(社外取締役を含む)及び監査役(社外監査役)の候補者全員の選任理由を、招集通知にて開示しております。なお、取締役以外の経営陣幹部に係る選任等に関する個別説明に関しては、センシティブ情報に準ずる取扱いとして開示する予定はありません。

・補充原則4－1－1
当社取締役会は、法令及び定款並びに取締役会規程で定められた重要事項について、審議決定を行っております。取締役会で定める重要事項は、取締役会決議事項に定める経営の基本に関する事項、株式に関する事項、株主総会に関する事項、決算に関する事項、人事組織に関する事項、資産に関する事項及び資金に関する事項、並びに内部統制システムに関する事項等となっております。また、当社は部門ごとに所管担当取締役を定め、所管担当取締役は各部門の統括責任者として、取締役会で決定された事項に基づき、業務執行の実施責任を負っています。

【原則4－8】
当社は、平成30年6月20日現在、独立社外取締役を選任しておりません。今後において、早急に人選を行い、次回の株主総会で選任を諮る予定であります。

【原則4－9】
当社の独立社外取締役は、その独立性を担保するために東京証券取引所が定める独立性基準に加え、法令及び一般社団法人日本取締役協会公表の「取締役会規則における独立取締役の選任基準」を基にして、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有しているものとして選任しております。
具体的には法令及び規則に定めるものの他、以下を選任の基準としております。
当社において、独立取締役であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 当社またはその子会社を主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の 2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けた者。以下同じ。)またはその親会社若しくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人

(2) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社またはその子会社を主要な取引先としていた者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けていた者。以下同じ。)またはその親会社若しくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人

(3) 当社の主要な取引先である者(当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。)またはその親会社若しくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人

(4) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先であった者(当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。)またはその親会社若しくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人

(5) 当社またはその子会社から一定額(過去3事業年度の平均で年間 1,000 万円または当該組織の平均年間総費用の 30%のいずれか大きい額)を超える寄付または助成を受けている組織(例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等)の理事(業務執行に当たる者に限る。)その他の業務執行者(当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。以下同じ。)

・補充原則4－11－1
当社取締役会は、取締役を15名以内とし、任期を一年とすることで、株主からの信任を毎年受けるものとしております。また、監査役は5名以内としております。取締役会全体といたしましては、当社の業務に精通または高い専門性を有し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人材を取締役として選任しております。また、社外取締役においては、住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有し、客観的な意見を述べることで経営に対する監督機能の強化に資する人材を選任しております。なお、監査役においては、コンプライアンス体制の強化のため、社外監査役として弁護士並びに公認会計士を選任しております。

・補充原則４－11－２
当社の取締役及び監査役においては、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

・補充原則４－11－３
当社では、現在のところ取締役会全体の実効性についての分析及び評価を行っておりません。今後においての課題であると認識しております。

・補充原則４－14－２
当社は、当社の取締役及び監査役が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。

【原則５－１】
当社は、以下のとおりの内容を「株主との建設的な対話に関する方針」として定め、対話の充実を図ります。

(1) 機関投資家を中心とした半期ごとの決算説明会を実施いたします。

(2) 決算説明会には、代表取締役が出席いたします。

(3) 取締役経営管理部長をIR担当取締役といたします。

(4) 株主からの意見及び要望は、IR担当取締役より代表取締役へ報告され、取締役会へ報告いたします。

(5) インサイダー取引防止規程及び情報管理規程を定め、内部者情報の管理の徹底を図ります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
井上弘之	744,543	20.34
セイホク株式会社	270,000	7.37
T・B・H株式会社	235,535	6.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	117,186	3.20
ＪＫホールディングス株式会社	78,070	2.13
東京ボード工業従業員持株会	64,250	1.75
吉野石膏株式会社	58,900	1.60
株式会社みずほ銀行	50,000	1.36
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	50,000	1.36
高橋　新	47,800	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1.上記のほか当社所有の自己株式1,014,892株(27.72%)があります。
2.日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は34,100株であります。
3.日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、当社が保有する当社株式を役員報酬ＢＩＰ信託に拠出したものは83,086株であります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社においては、当社の意思決定並びに独自の経営判断を妨げる「重要な営業上の取引」及び「人的関係」はなく、一定の独自性が保たれており、その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はないものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上　守	他の会社の出身者								△			
只腰　由紀夫	他の会社の出身者									○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上　守		同氏は、当社の販売先である住友林業株式会社の出身であり、過去に同社の代表取締役を務めております。また、同氏のその他の重要な兼職は、兼職先における顧問にとどまり、業務執行には携わっておりません。なお、当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。	他の会社の経営者として住宅建築や建材など多岐に亘る分野において、幅広い見識と豊富な経験を有しており、中立的な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと期待しているためであります。
只腰　由紀夫		同氏は、当社の代表取締役が社外取締役を務めるボード株式会社の代表取締役であり、社外役員の相互就任の関係にあります。なお、当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。	他の会社の経営者として住宅建築や建材など多岐に亘る分野において、幅広い見識と豊富な経験を有しており、中立的な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと期待しているためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査部門（内部監査室）及び会計監査人は、三者で連携をして監査を遂行しております。
内部監査室は、内部監査の実施状況並びに事件、事故の発生及び対応状況等を監査役に報告し、意見交換をしております。また、会計監査人とは、四半期毎に情報交換を行うものとしております。なお、監査役と会計監査人は、定期的に情報交換を行い密に連携を図り、それぞれが監査計画に基づいた監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小堀　優	弁護士													
芳木　亮介	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小堀　優	○	―――	弁護士として企業法務及び企業統治に関する相当程度の知見を有しており、中立的な立場から適切な監査、監督が期待できるためであります。
芳木　亮介	○	―――	公認会計士としての専門知識、経験を有しており企業活動全般に亘り監査と、中立的な提言が期待できるためであります。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役が不在であることから、今後において早急に人選を行い、次回の株主総会で選任を諮る予定であります。なお、独立役員として指定はしていませんが、2名の社外取締役を確保していることに加え、社外監査役2名を独立役員として指定していることから、外部からの経営監視体制は一定の程度において構築できているものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年5月22日開催の取締役会において、「役員退職慰労金制度の廃止」を決定し、平成27年6月22日開催の定時株主総会において「業績連動型株式報酬制度」を導入し、平成30年6月20日開催の定時株主総会において3年間の延長を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員の報酬については、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。)の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高め、株主価値の上昇に資することを方針としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務を補助するために、経営管理部内に担当者を設けております。また、監査役からその職務を補助するために使用人を置くことを求められた場合は、監査役直属として監査役の補助業務を行うために必要な専従担当者を置くこととしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

会社法の規定に則り、経営に関する意思決定及び監督機関として取締役会を設置し、監査機関として監査役会並びに会計監査人を設置しております。また、取締役の任期は、事業年度ごとの経営責任を明確にするため1年とし、株主総会において信任を問うこととしております。

(取締役会)
取締役会は6名(うち社外取締役2名)で構成されており、法令に定められた事項及び当社グループの経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する機関と位置付けております。毎月の経営状況や業績の報告が行われ、経営課題等について審議・決議しております。原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。

(経営会議)
取締役会の決定した経営方針に基づき経営に関する重要な事項を協議するため、取締役、監査役及び当社全部門の部課長で構成されております。原則として月1回開催しております。

(監査役会)
監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。監査役は、監査役会が定めた監査方針・計画に従い、取締役の職務の執行を監督しております。

(内部監査部門)
社長直轄の組織である内部監査室に専従者1名が配置されており、内部監査規程及び内部監査計画に従って独立した立場にて、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

(安全衛生委員会)
代表取締役を委員長、取締役を常任メンバーとし、当社グループにおける安全と衛生に関する活動を推進しております。

(コンプライアンス委員会)
代表取締役を委員長、取締役を委員、各部門責任者等で構成し、当社グループにおけるコンプライアンス活動を推進しております。

(リスク管理委員会)
代表取締役を委員長、取締役を常任メンバーとし、当社グループにおけるリスク管理を推進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の意思決定の充実及び業務執行状況の管理監督、並びに社外監査役を含む監査役会による取締役の業務執行の厳正な監査など、経営の意思決定及び管理監督を有効かつ適正に機能させるために上記の体制を整備しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、早期発送（開催日の2週間より前）することを実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主にご出席いただきやすい日を 設定し実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の開催は未定ですが、実施を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後の開催は未定ですが、実施を検討しております。	あり
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	木材として使用可能な廃木材を、廃木材100%の「パーティクルボード」として再生し、住宅部材として30年程度使用した後、「使用済みパーティクルボード」を再度、原材料として使用することで、木材を何度でも再生することが可能であります。この繰り返しによる資源循環の輪が回れば回るほど、一本の樹木が吸収した炭素を固定する期間が長くなり、この間に植林された樹木が成長しＣＯ2を吸収していくことによって、地球上に存在する樹木に固定化された炭素の絶対量を増やし続けることができるものであります。この事業展開こそが、環境負荷の低減、地球環境温暖化改善事業となり、当社の社会貢献そのものであると認識するものであります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

１．業務の適性を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1.取締役による職務執行の監督機能を維持･向上するため、監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行います。
2.すべての役職員に「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築しております。
3.コンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、すべての役職員を対象とする通報制度を設けるとともに、社外受付を弁護士事務所に設置しております。
4.「反社会的勢力の排除」について基本方針を定めるとともに、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと及び利用しないことの徹底を図っております。
5.他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性･有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。
6.監査役、内部監査人及び会計監査人は、定期的に連絡会を開催し、情報の共有化に努め、三者連携により各監査の効果を高めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1.取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等、取締役の職務の執行に係わる文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保管及び管理を行います。
2.取締役及び監査役は、議事録、稟議書、その他の重要な文書を常時閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険に関する規定その他の体制
コンプライアンス、風評、オペレーション、災害などのリスクに対応するため「リスク管理規程」を定め、当社全体のリスクの認識、発生の未然防止の検討を行う「リスク管理委員会」を定期的に開催しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しております。
2.組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の基本的職務･責任権限に関する事項及び管掌業務を明確にすることで組織の効率的な運営を図っております。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
イ 当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会または経営会議に当社役員または従業員が参加しております。
ロ 当社は、当社が定める関係会社管理規程において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めることとしております。
2.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程において、子会社のリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的･統括的に管理することとしております。
ロ 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題･対応策を審議することとしております。
3.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の経営内容を的確に把握するための書類等の提出を求め、適宜検討することとしております。
ロ 当社は子会社に対し、毎年1回以上、定期または臨時に内部監査室による業務監査を行うこととしております。
4.子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ 当社は、子会社のすべての役職員に、当社が定めた「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築しております。
ロ 当社は子会社に、当社が定めた「反社会的勢力の排除」について基本方針を同一の方針として定めるとともに、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと及び利用しないことの徹底を図っております。
ハ 当社は子会社に対し、当社の内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性･有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。
5.その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
イ 当社は、毎期、関係会社の業績を評価し、取締役会にて審議することとしております。
ロ 当社の経営管理部長及び所管部長が、子会社の指導･育成に努めることとしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役を補助するための使用人を置くことを求められた場合は、監査役直属として監査役の補助業務を行うために必要な専従担当者を置きます。

(7) 「(6)」の使用人の取締役からの独立に関する事項
他の業務を兼務する使用人が監査役の補助を行う場合には、以下の体制を構築しております。
1.監査役の使用人に対する指揮命令に関し、使用人の属する組織上の上位者による指揮命令を受けないこととします。
2.使用人の人事異動･人事考課･懲戒処分に関する事項については、監査役の同意を得てから行います。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役職員に周知徹底しております。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役に報告するための体制
1.当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

イ 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受けます。
ロ 上記の重要な会議に付議されない重要な決裁書類及び報告等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けます。
ハ 取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、監査役に報告します。
a 法令、定款、コンプライアンス規程その他の社内規程に違反する重大事項
b 内部監査室が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
c 会社に著しく損害を及ぼすおそれのある事項
d 当局の調査及び外部監査の結果、当局等から受けた行政処分等の事項
e その他業務遂行上必要と判断した事項
2.子会社の取締役・監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制
イ 子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
ロ 子会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うこととしております。
ハ 当社内部監査室、経営管理部は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告することとしております。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項
1.監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
2.監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.監査役会は、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定めております。
2.代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

２．業務の適性を確保するための体制の運用状況の概況
当社では、上記に掲げた業務の適性を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）の施行後、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

1.主な会議の開催状況といたしまして、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべての取締役会に出席いたしました。その他、監査役会は13回、経営会議は12回、リスク管理委員会は２回及びコンプライアンス委員会を２回開催いたしました。

2.監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及びその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施するなどしております。

3.内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務執行及び子会社の業務の監査並びに内部統制監査を実施いたしました。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団など、暴力及び威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求、若しくは法的な責任を超えた不当な要求をする集団または個人。以下同じ。）による被害を防止するため、以下のとおり宣言しております。

(1) 当社は、取引関係を含めて反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。また、不当要求を断固として拒絶します。
(2) 当社は、反社会的勢力に対して組織全体で対応を行い、役員及び従業員の安全確保を最優先といたします。
(3) 当社は、警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等との連携をもって、反社会的勢力と対決するものであります。
(4) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の法的対応をいたします。
(5) 当社は、反社会的勢力と裏取引を行わない。また、資金提供を行いません。

上記、方針を実行するために、役職員に本方針の徹底を図り、「反社会的勢力調査・対応マニュアル」を定め、不当要求等に対する担当部署を明確にし、外部機関とも連携することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

重要な情報の発生時点において迅速な情報管理･統制を図り、企業の社会的責任を果たすため、的確な経営判断のもと適時適切な開示を行ってまいります。当社は重要な企業情報を管理する目的で「情報管理規程」を定め、役職員は同規程を遵守し、適切な社内情報管理を行っております。また、株主が当社グループに関する情報を公平かつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ホームページ上に決算開示書類及びその他株主の利害に直接的に影響を及ぼすと思われる情報等につきましては早期に掲載できる体制を構築してまいります。

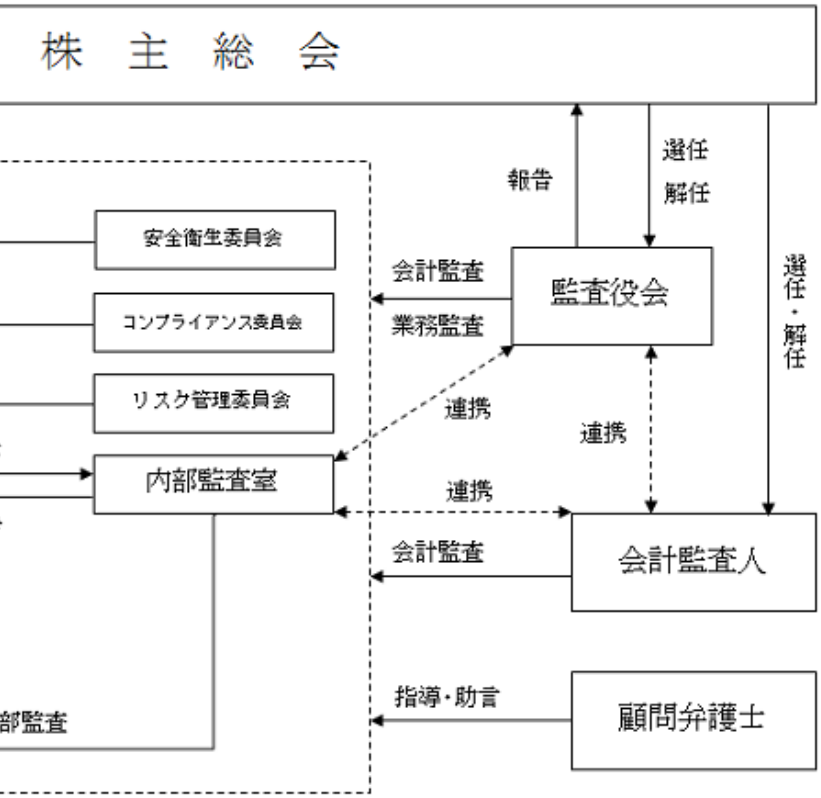
株　主　総　会
報告
選任
解任
選任・解任
安全衛生委員会
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
内部監査室
会計監査
業務監査
監査役会
連携
連携
連携
会計監査
会計監査人
指導・助言
顧問弁護士
部監査